≪各種支援≫

制度の種類	制度	概要	申請・問い合わせ	電話番号
経済的支援の制度	児童扶養手当・児童育成手当等の助成	保護者（父母）のいずれかが死亡（又は重度の障害）の場合、児童扶養手当・児童育成手当等の各種手当が支給される場合があります。	新宿区 児童育成担当課育成支援係	03-5273-4558
	身体障害者手帳の交付	犯罪被害や事故によって負傷し、身体に後遺症が残った場合、身体障害者手帳の交付を受けられる場合があります。障害の種別及び等級の程度により公的サービスを受けることができます。	新宿区 障害者福祉課相談係	03-5273-4518
	見舞金の支給	犯罪被害に遭った方などに見舞金を支給します。	公益社団法人 被害者支援都民センター （東京都総合相談窓口）	03-3222-9050
	転居費用の助成	犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。	公益社団法人 被害者支援都民センター （東京都総合相談窓口）	03-3222-9050
	犯罪被害給付制度	殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重傷病を負い又は障害が残った被害者に対して、国から給付金が支給されます。	警視庁 犯罪被害者支援室	03-3581-4321
			四谷警察署	03-3357-0110
			牛込警察署	03-3269-0110
			戸塚警察署	03-3207-0110
			新宿警察署	03-3346-0110
	警視庁による経済的支援	被害事実を立証するための診断書料やその作成のために受診した診察料等が一定の条件の下、支給されます。	事件取扱の警察署	事件取扱の警察署にお問い合わせください。
		性犯罪被害者への診断書料、診察料、緊急避妊薬費用、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用、カウンセリング費用が一定の条件の下、支給されます。		
	応急小口資金	区内に３か月以上引き続き居住し、治療費や転居費用など具体的な利用目的があり、他からの借入が困難ではあるが、貸付によりその後の生活の見通しが立つことが見込まれる世帯に10万円を限度に貸付を行っています。	新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541
	生活福祉資金	世帯の自立を図ることを目的に、低所得世帯、障害者又は介護を要する高齢者世帯へ貸付を行っています。	新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541
	犯罪被害者等に対する奨学金等の給与	幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院生等に奨学金等を支給します。 現に著しく困窮しており、特別な救済を行うべき理由がある被害者等へ支援金を給付します。	公益財団法人 犯罪被害救援基金	03-5226-1020
	生活困窮者自立支援	経済的困窮など様々な問題を抱えた方（生活保護対象者を除く）へ相談支援等を行います。	新宿区 生活福祉課生活支援相談窓口	03-5273-3853
	生活保護	生活の困窮の程度に応じ、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の保護費を支給します。	新宿区 生活福祉課相談支援係	03-5273-4552

制度の種類	制度	概要	申請・問い合わせ	電話番号
住まいに関する支援の制度	都営住宅への優遇抽せん制度	抽選方式の家族向け募集で、犯罪被害者世帯やＤＶ被害者世帯は、一般世帯に比べて当選率が５倍となります。	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター	03-3498-8894
	住宅セーフティネット制度	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録しています。また、都が指定した居住支援法人が部屋探しや生活相談等の支援を実施しています。	東京都民間住宅部安心居住推進課	03-5388-3320
一時滞在に関する支援の制度	子どもショートステイ	保護者の方が一時的にお子さんを養育することができないとき、区内の児童福祉施設または協力家庭でお預かりします。（７日以内）	新宿区 子ども総合センター	03-3232-8865
	高齢者緊急ショートステイ	介護する家族がケガ等で介護できない場合に、有料老人ホーム等の居室を利用できます。（７日以内）	新宿区 高齢者支援課高齢者相談第一係	03-5273-4593
交通事故被害者に対する支援	奨学金の無利子貸与	高校以上の学校に通うための学費を無利子で貸与しています。	公益財団法人 交通遺児育英会 （奨学課）	0120-52-1286
	交通遺児等育成基金制度	満16歳未満の交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、その拠出金に援助金を加えた育成給付金が年金方式（非課税）で給付されます。	公益財団法人 交通遺児等育成基金	0120-16-3611
	交通遺児助成金制度	東京都内の国公立の小学校、中学校に在籍する交通遺児を対象に、助成金を支給しています。	公益財団法人 出光美術館助成事業部	03-5428-6203
	交通遺児等支援事業	自動車事故により死亡又は重度の後遺障害を被り、そのために生計困難となった義務教育終了前の子がいる家庭へ生活資金等を支給しています。	公益財団法人 交通遺児等育成基金	0120-16-3611
	介護料支給、生活資金貸付、専門病院の案内等	生活資金の貸付や重度の後遺障害者に対する介護料の支給、専門病院（療護センター）の案内等をしています。	独立行政法人 自動車事故対策機構 （ＮＡＳＶＡ）	交通事故被害者 ホットライン 0570-00-0738
刑事手続における支援	刑事手続における各種支援制度	刑事手続き（捜査、公判、裁判後等）において、法廷への案内・付添い，事件記録の閲覧，証拠品の返還などのあらゆる説明や手助けを行っています。	東京地方検察庁	03-3592-5611
	裁判における各種支援制度	刑事裁判において、裁判の優先的傍聴、事件記録の閲覧・コピー（有料）、証言時の遮へい措置、意見陳述等を行っています。	裁判所	事件を管轄する裁判所にお問い合わせください。
	被害者参加制度における弁護士費用の助成	刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に、弁護士費用（着手金）を助成します。	弁護士会　犯罪被害者支援センター	03-3581-6666

※制度等を利用するための要件・条件等があります。詳細につきましては、各申請先・問合せ先にお問い合わせください。

≪ご案内に関するお問い合わせ先≫

新宿区総務部総務課総務係　電話：０３－５２７３－３５０５